#### 答申第18号

### 答 申

「○○さんに関わる教員免許が発行されていることが分かるもの」 非公開決定案件

### 第1 当審査会の結論

平成 26 年 6 月 10 日付けで愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が行った非公開決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 26 年 6 月 5 日、愛媛県情報公開条例(平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、愛媛県教育委員会(以下「県教委」という。)に対し、「○○さんに関わる教員免許が発行されていることが分かるもの」について公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。本件公開請求の対象者は、当県の教育職員として採用歴のない特定個人である。

### 2 本件公開請求に対する処分

条例の実施機関である県教委から公開請求に対する決定に係る権限を 委任されている教育長は、平成26年6月10日付けで公文書の存否自体を 回答できないとして非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、「審査請求に係る処分を取り消す」との裁決を求めるとして、平成26年6月16日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、県教委に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する審査請求の理由は、 おおむね次のとおりである。

### 非公開決定が不当である理由について

本件公開請求の対象者は〇〇市立の中学校で教諭として勤務していたものであり、その事実がある以上、教壇に立つ上で必要な資格の取得に関する情報は、条例第7条第2項第1号に規定する保護すべき個人情報にあたらず、また、当該人物の権利利益を害することにはならない。

仮に請求した情報が、非公開に係る個人情報だとしても、条例第7条第2項第1号(ウ)において、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、非公開から除外されると記されている。

教諭としての職務を遂行できるのは、何よりもまず教員免許を保持しているからであり、教員免許無くして教諭としての職務はあり得ない。よって、本件公開請求の情報は職務の遂行に係る情報であり、教諭として生徒に教育活動を行ってきた、という、請求対象者のこれまでの職務遂行の内容に関わる重要な情報になってくる。

理由説明書では、愛媛県情報公開条例の解釈及び運用基準(以下「運用基準」という。)において、「公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報ではない」とされていることから、請求対象者が公務員であっても、請求情報は非公開になる、としているが、「身分取扱い」とは定義が曖昧である。地方公務員法では「職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、その他身分取扱」との記述があり、このことから考察してみても、教員免許の授与に関する情報は職員の任免に係る情報ではなく、任免の前の資格取得に関する情報であり、つまり「身分取扱い」にはあたらないと考える。

仮に任免に係る情報、つまり「身分取扱い」にあたるとしても、当方請求の対象者は教員として勤めていた事実があり、それはつまり教員免許状を所有しているという情報がすでに周知の事実であるといえる。

当方が請求しているのは、特定された個人の、すでに周知の事実となっている情報であり、条例第7条第2項第1号の趣旨と照らし合わせても保護すべきプライバシーなどは存在しない。

当方は何も教員免許状に記載されている本籍地や免許状の種別など詳しい記載内容の開示を求めているわけではない。事実が何かを検証する上でも、当方が請求する公文書の存否を明らかにして情報を公開することが適切である、と考える。

#### 第4 教育長の説明の要旨

教育長が理由説明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件公開請求について

審査請求人は、平成26年6月5日、本件公開請求を行った。

#### 2 非公開決定の理由について

本件公開請求に対して、本県の運用基準において、審査請求人が求めた「資格取得状況」は、非公開とすべき「個人に関する情報」に含むものと

され、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、 条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する情報の非公開情報を公開 することとなるため、平成26年6月10日付けで公文書の存否自体を回答 できないとして非公開決定を行ったものである。

また、審査請求人は、請求にある当該人物は公務員であり、条例第7条第2項第1号ウにあたるため、非公開決定は承服できないと主張するが、運用基準によると、「「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいう。したがって、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報ではない。」とされている。

よって、本県での採用歴がなく、組織上の地位に基づいていない者に係る本件公開請求については、職務の遂行に係る情報とは言えず、あくまでも特定個人の資格取得状況に対する公文書公開請求であって、個人情報に該当することから非公開決定を行ったものである。

### 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件請求対象公文書について

「第4教育長の説明の要旨 1本件公開請求について」のとおり、審査請求人は、平成26年6月5日、本件公開請求を行った。

本件公開請求に対して教育長は、平成26年6月10日付けで、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する情報の非公開情報を公開することとなるため、公文書の存否自体を回答できないとして非公開決定を行った。

#### 2 基本的な考え方について

教育長が行った本件処分は、公文書の存否自体を回答できないとして非 公開決定を行ったものであり、審査請求人は本件処分の取消し及び本件請 求公文書の開示を求めていることから、当審査会は本件処分の妥当性につ いて判断することとした。

#### 3 本件処分の妥当性の判断について

### (1) 条例第7条第2項第1号について

条例第7条第2項第1号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別できる情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。

本件公開請求である「特定個人に関わる教員免許が発行されているものがわかるもの」とは、審査請求人の主張のとおり、教員免許状に記載されている本籍地や免許状の種別など詳しい記載内容のことではなく、資格を取得しているか否かということである。資格取得の有無といった「資格取得状況」は、運用基準に例示しているとおり「個人に関する情報」に該当するものと認められる。

運用基準では、教育長の理由説明のとおり「「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいう。したがって、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報ではない。」とされている。

また、この「身分取扱い」とは、一般に「国、公共団体その他の団体に 勤務する職員その他一定の身分、地位を有する者についての任免、分限、 懲戒、服務その他その身分一般に関する取扱いを総括して表現する用語」 (「法令用語辞典」学陽書房、2001年第8次改訂版、794頁)とさ れていることから、「教員免許が発行されているものがわかるもの」は「身 分取扱い」に含まれており、「公務員等の職務の遂行に係る情報」には該 当しないものと当審査会は判断する。

よって、「教員免許が発行されているものがわかるもの」は個人情報であって、条例第7条第2項第1号本文の規定に該当し、非公開とすべきものと認められる。

#### (2) 条例第 10 条の該当性について

次に、実施機関は、本件公文書についてその存在を明らかにせず、非公 開決定をしているので、これについて検討した。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにし、 公開又は非公開を決定すべきであるが、本条は、その例外として、公文書 の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合につい て定めたものである。

「教員免許が発行されているものがわかるもの」については、条例第7条第2項第1号に規定される個人情報に該当すると認められるところであり、また、当該個人を教員として採用していた〇〇教育委員会は、審査請求人の「教員免許が発行されているものがわかるもの」という情報公開請求に対して、請求のあった公文書は作成又は取得しておらず、存在しないという理由を付して非公開決定を行っており、他県の教育委員会が発行した教員免許が存在しているか否かについては回答していない。

仮に、本県において、教員免許発行の有無を回答した場合、○○教育委員会が回答していないにもかかわらず、職務の遂行と全く関係のない免許

発行の都道府県名を公表するところとなり、結果として、○○さんの個人情報を漏えいすることにつながりかねない。

このように、「公文書の存否自体を回答できない」という非公開決定以外の方法では、個人情報が明らかになり、非公開情報を公開したことと同様の結果になる。

したがって、条例第 10 条に規定する場合に該当し、本件公文書の存否を明らかにしないで非公開とした教育長の判断は妥当であると認められる。

なお、審査請求人のその余の主張については、本件公文書の開示の判断 とは関係がないものと判断する。

#### 4 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、教員は教育職員免許法に規定された一定の免許状を有していなければならないことは当然であり、その者が公務員である場合、職務を遂行するに必要な資格である免許に係る情報は、当該組織においては職務遂行の内容に係る情報に該当するものと当審査会においては認識している。

その上で、当審査会において当県における教員免許事務処理について確認したところ、教員免許を発行していない場合であって、教育職員を雇用する際には、通常、他都道府県の教員免許状の原本を確認し、その写しを公文書として保管することとしているとのことであった。

今回の事案は、本県の教育職員ではない特定個人の教員免許に係る情報公開請求であったことから本件処分を妥当と判断したが、仮に、本県の教育職員であれば、教員免許に係る情報は公務の遂行情報に該当し、県教委において、他の都道府県の教員免許状であっても、どこの教育委員会で発行したか等の個人情報にかかる非公開部分を審査したうえで、その写しを公開するのが適当であると考える。

### 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

# 別紙

# 審査会の審議の経過

bd control bd two stores					
年 月 日	処理内容				
平成 26 年 7 月 22 日	諮問				
同年7月22日	教育長に理由説明書の提出を依頼				
同年8月26日	審査会(第1回審議)				
同年8月26日	教育長から理由説明書を受理				
同年8月26日	審査請求人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼				
同年9月22日	審査請求人から反論書を受理				
同年 10 月 6 日	審査会(第2回審議)				
同年 11 月 11 日	審査会(第3回審議)				

# 答申に関与した委員 (五十音順)

	氏	名		現 職	備	考
妹	尾	克	敏	松山大学法学部教授	会	長
活	田	秀	治	弁護士		
豊	島	徳	子	元人権擁護委員		
光	信	_	宏	愛媛大学法文学部教授		